

Title	軍備拡張と直接税の増収
Sub Title	
Author	田邊, 高雄
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.3 (1914. 4) ,p.346(92)- 350(96)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140400-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

階は甚だ氣受けが好く、殊に市内見物などには好都合である。

使用人の状態も改善された通例全週の勞銀を支給して一週一日の休暇を與へると共に、私服年金等をも給與する。市に於ては敢て使用人の團結組織を非認せぬにも拘はらず、勞働紛議など餘り聞かぬ。紛議は仲裁調停で圓滿に解決されて行く。使用人は同盟罷業を成功せしむる爲めには輿論の味方を得なければならぬを承知して居る、又市民は自分の支拂ふ賃錢も事業の收益も一に懸て事業經營費の節約如何に在ることを承知して居るから、勞働問題を對岸の火災視しない。之と同時に敢て飽くまでも低き勞銀、長き勞働時間を主張しやうとはしない。英國の都市は一般に正常の勞銀を支拂ひ其額は私設會社の支給する勞銀よりも遙かに高いのである。

(未完)

を得可し。例へば、市會は行政上の實權を掌握し諸種の委員は凡ての支出を監督せるを以て、若し公金が不正又は不當の方法を以て濫費せられたる場合に於て委員は之に對して責任を負はざる可らず。加之、地方の財政に對する地方局の監督は屢々都市をして無謀の市債を企圖せしむる積極政策熱を沈壓する上に奇功を奏しつゝあり。

之に反して、其權利に對して國稅の納入者の受けつゝある保護は地方稅の納入者の受けつゝある保護に遠く及ばざるものあり。蓋し國稅の納入者は衆議院に對して薄弱なる監督權を有するに過ぎず、且つ内閣に對しては更に微弱なる監督權を有するのみにして、帝國々防會議、參謀本部、海軍司令部、勞働保險監督官並に其他兩後の菌の如く生へつゝある諸種の特設行政機關に對しては殆んど全く何等の監督權を有せざるなり。

軍備擴張と直接稅の増收

田邊 高雄

軍備擴張と之に伴ふ歳出の膨脹は我國のみならず歐米諸國共通の現象なるが、我國に於ては公債及び所謂三惡稅並に其他の間接稅を以て軍備擴張費の大部分を支辨せるの結果として下層民が其大部分を負擔するの傾向を有するに反し、英獨等に於ては直接稅を以て之に充つるの政策を採れるが爲め、其負擔の大部分は自ら中流以上の人士に懸るの趣を呈せるは大に吾人の留意すべきことなる可し。此事に關して左に其大意を譯述せる「エコノミスト」の社説は英國に於ける上述の傾向を明かにせるものと謂ふ可きか。

地方自治團の財政は近時頻りに膨脹しつゝありと雖も、地方稅の納入者は猶ほ之に對して相當の制限を加ふることを得るなり。蓋し地方稅の率が増加せし場合には納稅者は直ちに其負擔の増加を感知するのみならず、其の納入せし税金が如何なる目的の爲めに費消せられたるか、且又其支途が當を得たるものなるかを略ぼ知る事

吾人の信する所に據れば、衆議院が國資を濫費するに至れるは同院が一討論會場に過ぎざるより來れる結果なりとす。蓋し下院議員は議場の前列に議席を有する者即ち現任又は舊内閣員を除くの外は行政並に財政に關與せざるを以てなり。由來歳出豫算に關する計議は頗る活氣を缺けり。そは時間の缺乏の爲めに慎重なる審議を許さざるの事情と、假令如何程冗費且つ不急の支出たりとも各費目の成立不成立に對して内閣が其運命を賭するの慣例とに因づくものなり。例へば、假りに一議員が水上飛行機は攻撃にも將た又防禦にも全く無用のものなることを切言し全院の首肯する所となりしとせば、夫れに對する支出は削除せらるゝに至る可きか。否若し之に對する議院の態度不穩とならば、政府黨の院内幹事は自黨の議員に訴へ、僅々數萬磅の爲めに内閣を犠牲に供するの愚を敢てすることならしめんとするを常とす。納稅者の權利を保護

するの義務を有する者としては勿論大藏省の存するありと雖も、大藏省は今や公金費消の側に立てる一省と化し了りて、國費節減の機關としての其權能は過去三十年間に於て著しく減殺せられたり。事情斯くの如くなるを以て益々自家の利害に對する納稅者の注意を喚起するの必要ありと謂ふ可し。總理大臣の赤裸々の言にもある如く、歳出の膨脹は納稅者一致の減稅運動に依りて始めて之を阻止することを得るなり。此事に關して吾人の看過す可からざるは内閣大臣の大部分及び其他主なる文官が有福なる生活を營めること是れなりとす。又各省は壯大なる建物を要求し、其使用人を優遇せんと欲し、凡ての施設は毎年前年度よりも規模を大にし經費を増加しつゝあり。又一方、倫敦新聞紙の論調は一般に積極的政策を歡迎し、其目的の爲めに國帑の支出を慫慂せり。而かも、此等は一として國稅を増加せしめ且つ國家の募債能力に累を及

さるものなし。

今假りに最近に於ける歳出並に租稅の増加に關する主要なる數例を左に掲げて諸者の一覽に供せんと欲す。

- 一 所得稅は千八百九十年に於て一磅に付六片なりしも千九百九年には一志二志に上り爾來變動なし。
- 二 此以外に千九百九年に於て五千磅以上の所得は其中三千磅を除きたる殘額に對して更に六片の追加稅を課せらるゝ事となれり
- 三 千八百九十四年には同年に於ける海軍擴張費を支辨する爲めに百磅の遺產に對する百分の一より始まり百萬磅以上の遺產に對する百分の八迄の累進率を有する遺產稅を課したりしが、千九百九年には十五萬磅以上の遺產に對する稅率を増加し、三百萬磅以上の遺產稅率は其中百萬磅に對しては百分の十、殘額に對しては百分の十五に改正

せられたり。

次に吾人は左に一小統計を掲げて上記期間内に陸海軍費と所得稅並に遺產稅とが相雁行して増加せるの事實を示さんと欲す。(遺產稅は千八百九十年前に於て低率ながら既に徵收せられたり)

歲計年度	海軍費	陸軍費	所得稅	遺產稅
一八七〇年	三,〇〇〇,〇〇〇	一七,六五〇,〇〇〇	一四,四〇〇,〇〇〇	八,二八〇,〇〇〇
一八八〇年	三,〇〇〇,〇〇〇	一九,九四〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
一八九〇年	四,〇〇〇,〇〇〇	三二,五五〇,〇〇〇	三二,五〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇,〇〇〇
一九〇〇年	三,五〇〇,〇〇〇	三六,三六〇,〇〇〇	三六,〇〇〇,〇〇〇	三八,五〇〇,〇〇〇
一九一〇年	三,〇〇〇,〇〇〇	四〇,八〇〇,〇〇〇	四〇,八〇〇,〇〇〇	三五,一〇〇,〇〇〇

前表の示す如く、千八百八十七年に於ける所得稅の實收額は海軍費の全部を支拂ふて猶ほ少からざる剩餘を存したりしも、千九百十二年度の實收額は海軍費の豫算に及ばざること一百万磅にして其支出決算額に對しては百萬磅以上の不足を生じたりき。之に反して、千八百八十七年

に於ける陸軍費の約半額を支辨するに足るのみなりし遺產稅は千九百十二年に至りて陸軍費の約九割一分に相當せり。千八百八十七年に於ける陸海軍費の要求額は三千六十七萬五千磅なりしが、之に對して富有階級は所得稅並に遺產稅として二千二百七十二萬四千磅を負擔するに過ぎざりき。然るに千九百十二年に至りて陸海軍費は七千三百二十四萬九千磅に増加せしが、此巨額の軍備費に對して所得稅並に遺產稅の實收額は七千五萬四千磅に上り、これに加ふるに家屋稅の實收額は此兩者の差額の大部分を補填せり。

尤も斯くの如く不生産的支出が激増せる結果として、生活費の増加を來たすと同時に勞働者の需用を減退し、延ひて賃銀の値上を阻止するの傾向を生ぜるを以て、勞働者も亦其惡影響を蒙むる可きは勿論なりと雖も、中流階級、殊に富豪が軍備擴張費の大部分を負擔せしめられつゝ、

あるは上掲の數字の明示する所なりとす。要するに、吾人の指摘せんと欲するは他なし、陸海軍費並に所得税及び遺産税の増加は全く軍備擴張煽動に關する國際的祕密盟約者、軍備擴張派に屬する新聞紙並に此兩者に隸屬せる専門家が英國及び大陸に於ける陸海軍人の大多數を後援として運動せるの結果に過ぎざると即ち是れなり。此現象たるや頗る複雑にして其眞想を穿つこと容易ならざる所なるが、之に依りて暴利を貪れるはクラップ一派の軍器供給者にして、全世界は其犠牲に供せられつゝあるなり。吾人の耳にしたる當局者の自白に據れば、各國政府は其運動に抵抗するよりは寧ろ我を折りて軍備擴張費をば富豪に負擔せしむるを早道なりと思惟しつゝあり。政府が之を下層階級の負擔に歸せしめざるは、總選舉の結果を畏るゝを以てなり故に現今に於ける財産に對する増稅的傾向は富有階級が抗議を爲す迄繼續するならんと思はる

目下此階級は從順に納稅の義務を盡しつゝありて、軍備擴張派に屬する新聞紙は其愛國心の旺盛なることを稱揚せり。

金融會社の先驅及其類例 (二)

船尾榮太郎

第二章 獨逸の發行銀行

獨逸に於ては企業設立及び其の金融を總ての信用業務と結合し、(當初間々紙幣發行業務をすら包有して) 又一方常に預金事務と結合して經營せる所謂證券銀行又は發行銀行なるものを生ずるに至れり、獨逸發行銀行の事に關しては、
「サットラー、モーデル、レーブ、ヴェーバー、リ
ーザー、イエイデルス等の著書を参照すべし。尙
仔細に之れを觀察すれば矢張り所謂大發行銀行
中にも其の金融事業に關し數多の差別ある事を
知り得べし。而して是等の銀行は、企業を株式
組織に變更する事即ち本來の意味に於ける會社
設立業務を取扱ひたり、即ち差當り銀行に取り

多くの資金を必要とせず却て曩に授與せる個人信用を現金化するに資する彼の本來の意味に於ける會社設立業務を取扱ひたり、之れに反し企業會社の創立及び之れが爲めにする資金の調達に各銀行各別の發展を爲せり。

例を獨逸銀行に見るに同行は他の銀行殊に其の最大の競争者たる「割引會社」(Diskontobank)と反對に九十年來の初期以來「マンネスマン」(Mannesmann)水管事業等に關し自ら企業設立に關係するに至りたるも更に近來に至り、著しく其の業務を當座取引業務に局限せんと努めつゝある形跡あり。何れにせよ獨逸に於ては未だ純然たる信用銀行の發達を認めざるなり。

以上の如く大規模なる株式銀行が會社設立及び金融界に於て、演ずる活躍と共に、個人銀行者の斯界に於ける活動を看過すべからず。而して其の業務分擔の區々たる事は株式銀行の比に非らず。個人銀行家の業務中には(一)専ら資金借